

新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について

1 接種等の状況について（令和 5 年 1 月 26 日現在）

(1) オミクロン株対応 2 価ワクチン接種状況

区分	接種対象者	接種者数	
		人数	割合
65 歳以上	43,633 人	33,263 人	76.2%
12 歳～64 歳	158,593 人	62,828 人	39.6%
合計	202,226 人	96,091 人	47.5%

(2) 小児接種状況

区分	接種対象者	初回（1・2 回目）接種者数		追加（3 回目）接種者数	
		人数	割合	人数	割合
5 歳～11 歳	14,202 人	3,916 人	27.6%	1,885 人	13.3%

(3) 乳幼児接種状況

区分	接種対象者	1 回目		2 回目		3 回目	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
6 か月～4 歳	9,904 人	842 人	8.5%	549 人	5.5%	6 人	0.1%

※ 接種者数は、国のワクチン接種記録システム（VRS）から取得した速報値。

※ 接種対象者は、令和 4 年 1 月 1 日現在の人口統計資料「年齢（各歳）別及び男女別人口（住民基本台帳）」を参考値として使用。

※ 乳幼児の接種対象者数は、統計資料の都合上 0 歳から 4 歳までの数値を使用。

2 令和 5 年 4 月以降の接種における国の動向について

令和 5 年 1 月 26 日に開催された、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、今後の新型コロナワクチン接種のあり方について議論が行われた。

今後、当該部会としての方針をとりまとめた上で、年度内に予防接種・ワクチン分科会において今後の方針を取りまとめる予定。

引き続き、国の動向を注視しながら、区の接種方針を検討する。

<参考>

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について
（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定 一部抜粋）

▶ ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいて実施することとなる。4 月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。